

○筑北村ブロック塀等防災対策促進事業補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 13 日

告示第 22 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、地震によるブロック塀等の倒壊及び転倒による災害防止並びに災害に強いむらづくりの推進を図るため、筑北村耐震改修促進計画に基づき、ブロック塀等の撤去を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、筑北村補助金等交付規則(平成 17 年筑北村規則第 36 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造、その他倒壊・転倒の恐れのある塀をいう。
- (2) 道路 国道、県道、村道、農道及び法定外公共物(赤線)をいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 村税及び村に納めるべき使用料等に未納がない者
- (2) ブロック塀等の土地の所有者又は村長がこれに準ずる者として認める者

(補助対象事業、対象経費及び補助金額)

第 4 条 補助対象事業、対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	対象経費	補助金額
ブロック塀等撤去事業	施工者に発注して実施する道路沿いの倒壊または転倒の恐れのあるブロック塀等を撤去する工事に対する経費	当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の長さにより 1 メートルあたり 9,000 円を乗じて得た額のいずれか少ない額の 2 分の 1 以内の額。ただし、1 敷地内につき 10 万円を限度とする。

- 2 補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、他の補助事業の補助対象経費に該当しているものについては、補助金の対象としない。

(補助金交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、筑北村ブロック塀等防災対策促進事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 対象となるブロック塀等が所在する土地の位置図

- (2) 補助対象事業の見積書の写し
 - (3) 施工前の状態を撮影した写真
 - (4) その他村長が必要と認める書類
- (補助金交付決定)

第6条 村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、筑北村ブロック塀等防災対策促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、筑北村ブロック塀等防災対策促進事業変更承認申請書(様式第3号)に必要書類を添付して村長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 工事が予定期限内に完了しないとき。(遂行が困難になったときを含む。)

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、筑北村ブロック塀等防災対策促進事業変更承認通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(事業の中止)

第8号 交付決定者は補助対象事業を中止しようとするときは、筑北村ブロック塀等防災対策促進事業中止届(様式第5号)により、村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、筑北村ブロック塀等防災対策促進事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 工事契約書及び領収書の写し
- (2) 施工中の写真
- (3) 施工後の写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月20日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 村長は前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、筑北村ブロック塀等防災対策促進事業補助金確定通知書(様式第7号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に筑北村ブロ

ック塀等防災対策促進事業交付請求書(様式第8号)を村長に提出しなければならない。

(補助金の取り消し)

第12条 村長は、交付決定者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

筑北村ブロック塀等防災対策促進事業補助金交付申請書

年 月 日

筑北村長 様

申請者 住 所

氏 名



連絡先

次のとおり 年度筑北村ブロック塀等防災対策促進事業補助金を交付されるよう筑北村ブロック塀等防災対策促進事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、私及び家族には、村税及び村に納めるべき使用料等についての未納はありません。

必要に応じては、納入について、照会の閲覧に同意いたします。

事業名	ブロック塀等撤去事業	
土地の所在地	筑北村	
ブロック塀等の種類・延長	. m(小数点第2位以下は切り捨て)	
所有者等	住 所	
	氏 名	
請負業者	所在地	電話：
	名 称	
	代表者	
施工期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
工事費	円	
補助金交付申請額	円	

添付書類

- (1)位置図
- (2)見積書の写し
- (3)施工前の写真
- (4)その他村長が必要と認める書類